

別記第3号様式（第2条関係）

年 月 日

恵庭市長 様

特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項）の規定により、届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

(備考)

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載すること。  
また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。  
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は次の書類を添付すること。
  - 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
  - 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）
- この届出書には、変更後の役員名簿〔3部〕を添付すること（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第2号）。ただし、条例第25条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあっては〔1部〕を添付すること。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。

（日本産業規格 A4）

(書式例)

変更後の役員名簿

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事			
理事			
理事			
.....			
監事			
.....			

就任承諾及び誓約書の謄本

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇御中

年 月 日

就任承諾及び誓約書

住所又は居所

氏名

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 各役員毎に別葉で作成する。
- 3 「日付」の欄には、総会等の選任された日以降の日付を記載する。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 5 「理事（又は監事）」の欄は、適宜「理事」、「監事」と明確にして記載する。
- 6 本書は謄本を所轄庁に提出し、原本は法人が保管する。

特定非営利活動促進法第20条の要件
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合</li><li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合</li><li>・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合</li><li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li></ul>
四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 (注) 具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

## 各役員の住所又は居所を証する書面

特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に基づき、各役員について、申請の日前6ヶ月以内に作成された住民票等（公印及び発行年月日が記載されているもので、コピーは不可）を添付する。  
（住民票には個人番号（マイナンバー）は記載しないこと。）

（備考）

特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に基づく住民票等は、次に掲げるとおりとする。

- ① 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票
- ② 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

※ ②の書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付する。